

# 世界の主要知財庁との協力について

## — 五大特許庁会合の議論を中心に —

Cooperative initiatives with major IP offices in the world

特許庁 総務部国際政策課調整班長 **鹿戸 俊介**

2001年特許庁入庁。土木、自然資源、材料分析、アミューズメントの審査に従事するほか、調整課審査推進室、調整課審査調査室、NEDO、企画調査課等を経て、2015年7月より現職。

特許庁 総務部国際政策課調整班調整係長 **角張 亜希子**

2006年特許庁入庁。電話通信の審査に従事するほか、調整課審査企画室を経て、2015年10月より現職。

### 1 はじめに

近年、技術の複雑化や経済のグローバル化により、企業を取り巻く環境は大きく変化している。特に、企業は国際的な事業活動や研究活動を展開していることから、一つの発明を複数国に出願する必要性が生じており、日本企業による他国への特許出願や他国における特許登録数は増加し続けている。

そのような中、日本国特許庁（以下「JPO」という）をはじめとする、欧州特許庁（EPO）、韓国特許庁（KIPO）、中国国家知識産権局（SIPO）米国特許商標庁（USPTO）の五大特許庁に出願される特許出願の数は、全世界の特許出願のうち約8割強（2014年の出願件数より算出）を占める。これら日米欧中韓の五大特許庁（以下「五庁」という）は、2007年以降、五庁会合を通じて、様々な協力を推進しているところである。

五庁は、各庁の長官級の会合である五庁長官会合を毎年各庁持ち回りで開催しており、今般、5年に1度のJPO主催ということで、2016年6月2日に、東京にて「第9回五庁長官会合」を開催した。

五庁会合には、上記五庁長官会合（以下「長官会合」という）だけではなく、長官会合の下に、副長官レベル

の五大特許庁副長官会合（以下「副長官会合」という）があり、さらに、いくつもの実務者級の作業部会がある。具体的には、特許分類に関する作業部会1（WG1）、情報システムに関する作業部会2（WG2）、ワークシェアリングや品質管理に関する作業部会3（WG3）、特許制度運用調和に関する特許制度調和専門家パネル（PHEP）及び特許統計に関する統計作業部会（統計WG）があり、これらの作業部会において、五庁の実務者は様々なプロジェクトを推進している。作業部会においては、各庁において、自庁がリードするプロジェクト等について内部検討を行い、他庁との調整が必要であれば電話・メール等でやりとりし、年に1～2回程度は会合を開いて各庁の担当者が直接議論する。

五庁の会合のスケジュールを1年のスケールで見ると、各作業部会において、1週間程度にわたる実務者級会合を年1～2回程度開催し、プロジェクトの進捗状況を報告したり、合意が困難な事項や今後の方針等について協議を行う。それらの成果を、副長官会合にて報告し、評価を受け、今後の方針等が示される。

そして、副長官会合の数ヶ月後に、長官会合を含む3日間の会合を開催する。1日目には、副長官会合をもう一度開催し、前回の副長官会合後の進捗を評価・確認し、

長官会合で報告・承認をもらうべき事項について整理する。そして、2日目の五庁長官・ユーザー会合（以下「長官・ユーザー会合」という）において、五庁ユーザーに五庁協力の進捗を報告するとともに、五庁ユーザーから今後の方針等に関する要望や意見を聴取する（この前日に五庁ユーザーはユーザー同士の会合を開催しているようである）。最終日である3日目には、長官会合を開催し、五庁の各長官がプロジェクトの進捗に関する報告を受け、今後の方針に関し承認するという流れになっている。そして、2016年の場合、JPOは、上記の会合のうち、上位レベルの会合である、副長官会合、長官・ユーザー会合及び長官会合を主催した。

今回のように、日本において開催する場合、実務者レベルでは、1年～半年程度前から、会場の手配、各庁参加者や各ユーザー団体参加者の来日の手続き・関係各所との調整、会合の内容、アジェンダの調整、プロジェクト成果の整理、当日の会合の進行など、ロジ面や内容面において膨大な作業量が発生する。

本稿では、それらの苦勞によってようやく表面に出てくる第9回五庁長官会合の議論を中心にJPOの国際的な取り組みについて紹介する。

なお、本稿は、筆者の個人的見解であり、組織の見解を表すものではない点ご了承頂きたい。

## 2 三極協力から五庁協力へ

まずは、五庁長官会合の元となった、JPO、EPO及びUSPTOからなる三極特許庁会合から経緯をごく簡単に説明する。（図1）

1980年をはじめ、特許出願の急増が、財政・人的資源を圧迫し、各庁は対応を迫られていた。特に、膨大な量の紙媒体の保管場所や処理に苦慮していたという背景がある。

これらの課題を解決するため、三極特許庁長官会合は、1983年から開始した。そこでは、特許文献のデジタル化による特許データの効率的な蓄積、これらのデータの交換等の協力を進めていくことが合意された。

1984年には、1920年以降の特許文献をデジタルフォーマット化するBACONプロジェクトが開始され、4160万件もの特許文献がスキャンされた。このプロジェクトは着実に進められ、後の三極協力の礎となった。

また、1985年には、特許情報を電子データにする際のキャラクターコードとイメージコード標準に合意し、また、最初の三極統計報告書が発行された。1990年には、初めて三極ユーザー会合が開催された。

1999年には、三極ネットワーク等を通じて、優先権書類の電子的交換が日欧間で開始された。

2000年代初めには、各庁ともワークロードの課題があり、他庁のサーチ・審査結果を利用するという考えを生み、2006年には、三極で審査結果相互参照シス

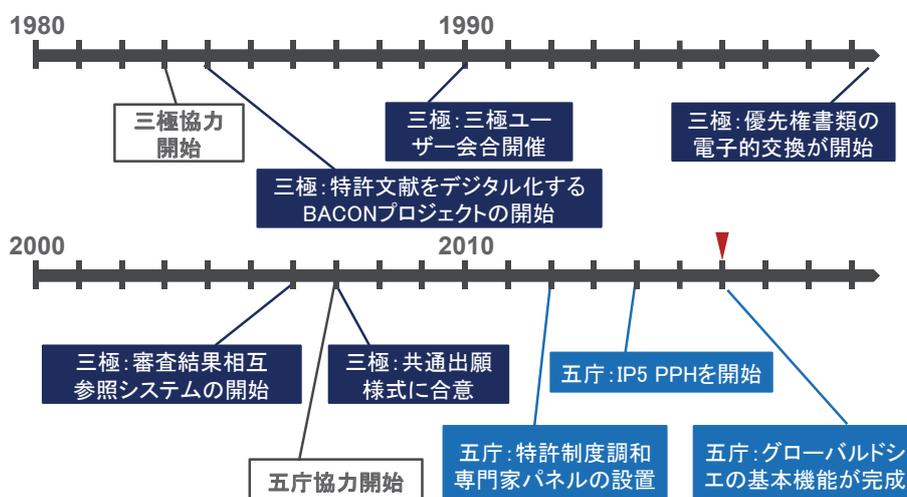


図1 三極協力と五庁特許庁協力の主な成果等

テムとして、ドシエアクセスシステムが構築された。また、2007年には三極全てで優先権書類の電子的交換が実現した。当時、優先権書類の電子的交換による費用削減効果は、三極出願人全体で、年間約55億円とされた。なお、当時の試算を元に優先権書類の電子的交換による効果を、現在の利用件数に置き換えて計算をし直したところ、2015年現在、日本人出願人全体では年間約52億円の費用削減効果である（2庁間での優先権書類の電子的交換を通じた優先権書類の送付件数と、2009年より運用が開始された世界知的所有権機関（WIPO）のデジタルアクセスサービスによる優先権書類の送付件数により当時の計算式を用いて試算）。

その後も、三極ユーザーからの要望を踏まえ、三極いずれの特許庁にも共通して特許出願することができる共通出願様式に合意し、2008年にはPCT明細書のXML定義、ST.36というWIPO標準としても採用された。

2007年には、中国を含めた五庁の協力も開始されて、三極の多くのプロジェクトが引き継がれた。例えば、共通出願様式については、その後SIPO及びKIPOにも採用され、ドシエアクセスシステムについては、五庁におけるワンポータルドシエプロジェクトに発展した。

その後、2011年にJPOが主催した五庁長官会合の議論の結果、制度調和の推進が重要であるとの共通認識のもと、五庁において特許制度調和専門家パネルが設置され、また、ワークシェアリングの推進の一つの成果として、五庁間における特許審査ハイウェイ（IP5-PPH）を開始した。

このように、三極の協力開始時には主に特許文献のデジタル化やデータ交換、システム化が主な課題であったところ、五庁への拡大や様々な協力関係の進展によって、少しずつ内容が変わってきたとすることができる。

一方、これらの協力は、とても長い時間が掛かるものであるが、その成果については、出願人にとって非常に大きい影響を及ぼすものであることがご理解頂けると思う。

### 3 五庁協力

五庁会合は、2007年から開始されている。当時の課題は、特に、世界的な出願件数の増加に対し、如何に

各国庁が取り組むべきか、という点であった。

近年、五庁への出願は急増しており、特に、中国における特許出願数は、今年年間100万件程度までになっている（図2）。五庁への出願は、全世界の特許出願の約8割を占めていることから（図3）、これらの特許庁が協力して世界的な出願件数の増加に対処することは、非常に意義のあることである。

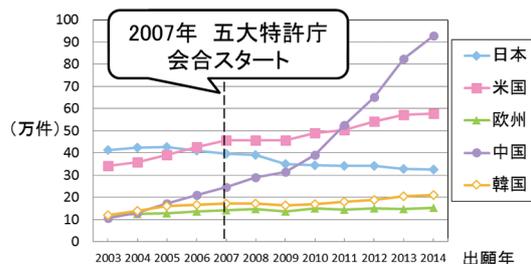
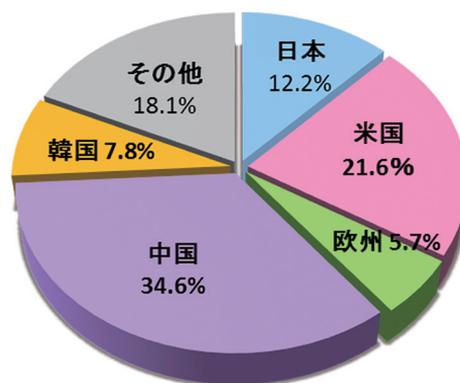


図2 五大特許庁の出願件数推移



## 日米欧中韓で世界の約8割！

図3 世界の出願と五大特許庁の出願

そのような背景の下、2007年の五庁会合の開始以降、これまで10年近くの間、分類やITシステム、ワークシェアリング等の五庁における協力がなされてきた。

また、審査の迅速化・効率化のための取組だけでなく、2011年以降は特許制度・運用調和、2014年からは品質管理に向けた議論も行われており、より多様な課題解決に向けて五庁の協力の枠組みが広がってきているところである。

### 3.1 五庁におけるプロジェクトの概要

これらの五庁のプロジェクトには様々なものがあり、一つ一つのプロジェクトについての解説はここでは省略

するが、誤解を恐れずに整理すると、以下のようになる(図4)。

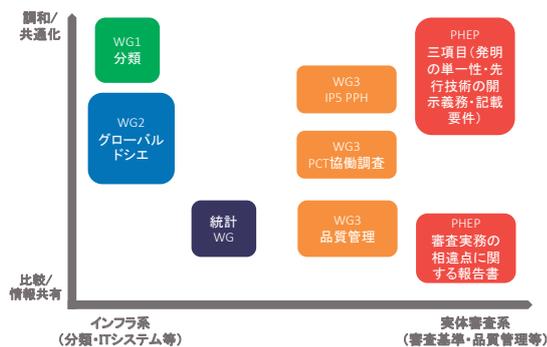


図4 五庁のプロジェクトの概要

図4の縦軸は、下側が比較や情報共有を主としたもの、上側が、調和や共通化を意図したものである。

横軸は、左側がインフラに関するもの、右側が審査等の運用に関するものである。

主なWGは、この色分けした通りとなっており、それらのWGにて議論されている多数のプロジェクトを進めているところである。

本稿ではこれらのプロジェクトを紙面上全て記載することはできないため、以下においては、主に今回の第9回五庁長官会合における成果を中心に説明する。

### 3.2 グローバル・ドシエの基本機能の完成

グローバル・ドシエは、2012年6月の五庁長官会合において、JPOとUSPTOとが共同提案したもので

あり、五庁とその産業界とが共同してグローバル・ドシエ・タスクフォースを構成している。

近年は、企業活動のグローバル化に伴い、同一発明の出願が複数国・地域になされているケースも多い。そこで、それらの同一発明の重複審査、重複サーチが行われる非効率性を解消するべく、JPOの主導により、五庁の複数庁に出願された同一発明の特許審査に関連する情報(ドシエ情報)を一括取得し、見やすい形式で提供する「ワン・ポータル・ドシエ」(以下「OPD」)を2013年7月に五庁審査官を対象として開始した。なお、OPDでは、分類や引用文献情報などの付加情報も併せて提供している。

JPOは、WIPOと共同し、OPDと、WIPOが提供するドシエ情報相互参照システムであるWIPO-CASEとを連携する技術を2014年3月に確立し、2015年7月にWIPO-CASEに正式加入した。2016年7月には五庁全てのOPDがWIPO-CASEと連携した。

これによりWIPO-CASEに参加する25の国・機関(2016年8月現在)とドシエ情報の共有が可能であり、五庁を超えたグローバルなワークシェアリングの実現を期待している。

また、五庁では、審査官用に開発されたOPDサービスを拡充し、世界中の一般ユーザーが同様にサービスの提供を受けることができるよう協力を進めており、2016年7月よりJPOでもJ-PlatPatでのサービス提供を開始している(図5)。



図5 OPDサービスの一般ユーザーへの提供

以上、2012年の五庁長官会合にて提案されたグローバル・ドシエについて、①審査官向けOPDの提供、②OPDとWIPO-CASEの連携、③OPDの一般ユーザー向けサービスの提供の3つの成果を今年中に達成する予定であることから、今回の五庁長官会合においては、グローバル・ドシエの三大成果（基本機能の完成）として報告を行った。

今後も、産業界も交えた意見交換の場であるグローバル・ドシエ・タスクフォースにおいて、更なる改善として、短期的な優先課題として要請されている短期的優先五項目について、プロジェクト範囲等を明確にし、早期の実現を図るため、継続的に議論を行っていく予定である

### 3.3 IP5-PPH

2006年7月に日本の提案により日米間で世界初のPPHの試行が開始されて以来、2016年7月1日時点で、PPH参加庁は41に達している。

五庁間では、2013年9月の五庁長官の合意に基づき、日米欧中韓の五庁相互間でのPPH（IP5-PPH）を2014年1月から開始している。なお、IP5-PPHは全PPH利用件数のうち、約8割を占めており、特に、日本からは、USPTOとSIPOに対するPPHが最も用いられていることがわかる（図6）。

		先行庁 (OEE)					TOTAL
		EPO	JPO	KIPO	SIPO	USPTO	
後続庁 (OLE)	EPO	-	1,702	179	309	1,401	3,591
	JPO	948	2,474	341	186	2,555	6,504
	KIPO	557	2,486	142	187	2,133	5,505
	SIPO	945	4,285	647	-	2,779	8,656
	USPTO	3,232	5,467	2,723	1,230	660	13,312
TOTAL		5,682	16,414	4,032	1,912	9,528	37,568

(PPH request in 2014-2015)  
(PPH Portal website)

図6 IP5-PPHの利用状況

今回の第9回五庁長官会合においては、IP5-PPHの試行期間の延長に合意した。IP5-PPHの試行期間や詳細については、引き続き、実務者同士で議論することになっている。

また、IP5-PPHについては引き続き申請要件等の共通化・統計情報の共有の推進に取り組んでいく予定であ

る。

### 3.4 特許制度調和専門家パネル (PHEP)

五庁における特許制度・運用調和に関しては、5年前に日本において開催された第4回五庁長官会合において、その重要性をJPOが主導で提案したことをきっかけに、その後、特許制度調和専門家パネル (PHEP) が設置され、五庁協力を開始した。

2014年の五庁長官会合において、「発明の単一性」「先行技術の開示義務」「記載要件」の三項目について優先的に議論を進めることに合意し、議論を重ねている。

#### (1) 発明の単一性について

昨年の第8回五庁長官会合においては、各庁の発明の単一性に関する実務をまとめた報告書が承認され、既に公開されている。

また、今回の第9回五庁長官会合においては、今後の方針として以下の内容に合意した。

- ① 2018年末までに、PCT国際出願の発明の単一性について五庁の実務を調和する。
- ② 国内的な制約の範囲内で、国内移行した出願についても統一された実務を適用する

発明の単一性については、ある特定の庁が単一性を認めているにもかかわらず、他庁において拒絶されてしまうことは、出願人にとって大きな手続負担となってしまうことから、ユーザーから調和に対する要望も非常に強い。

まずは2018年末までにPCT国際出願の発明の単一性に関する実務の調和を目指して行くが、その後も引き続き調和が進展していくよう調整等の努力を図っていききたい。

#### (2) 先行技術の開示義務について

2015年の第8回五庁長官会合において、先行技術の開示義務に関する実務をまとめた報告書が承認され、既に公開されている。

また、今回の第9回五庁長官会合においては、今後の方針として、「ITシステムを最大限活用し、ユーザーの負担を軽減することに合意」した。具体的には、先ほど説明したワン・ポータル・ドシエや既に完成して運用している共通引用文献 (CCD) システムを最大限活用

することによって、ユーザーの負担を可能な限り軽減する方策を五庁で検討することになる。

先行技術の開示義務については、ユーザーからは、特に米国におけるIDSの要件緩和に関するニーズが高いため、可能な限り運用調和等が図られることにより、ユーザーにとっての負担が軽減されるよう議論を進めていきたい。

### (3) 記載要件について

2015年10月に開催されたPHEP会合において、3つの仮想事例に基づく事例研究（サポート要件）の開始に合意した。

これまでのところ、五庁全てにおいて、化学分野における3つの仮想事例についてのサポート要件の充足性の有無及び判断の理由について検討を終了したところである。

現在、五庁のユーザー団体が各仮想事例の判断に関する意見についてとりまとめをしており、今後、五庁の事例研究の結果と五庁ユーザー団体からの意見とをふまえ、サポート要件の調和の方向性について検討する予定である。

また、引き続き、他の技術分野・他の要件（実施可能要件、明確性要件等）の事例研究を実施していく予定である。

## 3.5 PCT 協働調査の試行

PCT 協働調査の試行とは、PCT 国際出願において、複数の調査機関が協働してサーチを行い、一つの国際調査報告を作成するプロジェクトである。これまでにEPO、KIPO、USPTOが試行第1フェーズおよび第2フェーズを実施済みである。

ユーザーの事業活動のグローバル化が加速し、国際的に強く安定した特許権を取得する必要性が高まっている中、ユーザーニーズや効果等の把握を目的として、今回の長官会合において、試行第3フェーズについては、初めて五庁全てが参加することに合意した。

## 3.6 五庁共同声明2016（東京声明）

### (1) 五庁共同声明2016の骨子

2016年6月2日の五庁長官会合において、今後の五庁協力の目指すべき方向性として、三つの取組を掲げた五庁共同声明2016（東京声明）に合意した。

本共同声明においては、今後の五庁協力の目指すべき方向性として3本の柱をおいており、1つ目は、ユーザーとの関係強化、2つ目は、高品質で信頼性の高い審査結果の提供、3つ目は、発展する新技術への知財庁としての対応、である。

具体的に、1つ目のユーザーとの関係強化は、五庁の取組に関する広報（PR）を拡大し、より広いユーザー



五庁共同声明署名後の写真



の意見を取り入れるとともに、各庁のユーザーサービスの向上に向け、各庁のユーザーサービスのベストプラクティスを共有し、さらなる改善点の発見につなげていくことを意図している。

二つ目の高品質で信頼性の高い審査結果の提供は、IP5-PPH、グローバル・ドシエ、PCT 協働調査試行プログラム、品質管理プロジェクト及び特許制度調和専門家パネル（PHEP）などの、ワークシェアリングや品質、特許制度調和に関する取組の深化を通じ、ユーザーが高品質で信頼性の高い審査結果を取得できるよう協力を強化していくというものである。

三つ目の発展する新技術への知財庁としての対応は、五大特許庁は、最近著しい発展を遂げているIoTやAI等の新技術への対応で各庁間の協力を図っていくために、五庁は、これらの新技術による影響に関し、情報共有、意見交換又は考察を進めて行くということを意図している。

## (2) 共同声明の背景・今後の取組

五庁共同声明は、今回が初めての署名ではなく、昨年 の第8回五庁長官会合においても、五庁共同声明に合意、署名している。その内容は、「ユーザーによりよいサービスを提供する」というものであった。

五庁は、長官・ユーザー会合を長官会合に併せて2012年から開催し（長官・ユーザー会合をJPOが主催するのは今回が初）、グローバル・ドシエ・タスクフォースでは、ユーザーの声を積極的に取り入れるべく、五庁ユーザーも参加している。このように、五庁協力は、ユーザーの声を非常に重視している。

ここで、特許庁のユーザーとは、何れの国の特許庁も世界中からの出願を受け付けているわけであることから、ある特定の国・地域の居住者・企業等だけを指すわけではなく、様々な国・地域の居住者・企業等が、どの国・地域の特許庁のユーザーとなり得る。したがって、五大特許庁にとってのユーザーとは、自国・地域のユーザーと言われる人々が主なユーザーであることは間違いないが、五庁会合に参加するユーザー団体はいずれも五庁にとってのユーザーであることは間違いがなく、「ユーザーの声」というのは、国内国外限らず非常に重要なものとなる。

そのため、ユーザーとの関係強化というのは非常に重

要な視点であり、昨年の共同声明の中身を引き継いで、今年も柱の一つに加えている。今後、五庁の取り組みを、如何に様々なユーザーに届けていくか、各庁のユーザーサービスをどう改善していくかが課題とし、実務者等で検討していく予定である。

二つ目の柱は、「高品質でグローバルに信頼性の高い審査結果の提供」である。グローバル・ドシエ、IP5-PPHなど今までのワークシェアの取り組みのみならず、今回初めて五庁で開始することとなったPCT協働調査の試行などの取り組みや、品質管理の取り組みなどは、具体的に何を目的として実施しているかと言えば、根本的には、高品質でグローバルに信頼性の高い審査結果をユーザーに提供していくためである。

よって、この「高品質でグローバルに信頼性の高い審査結果の提供」とは、五庁の今までの取り組みの延長を示すものではあるが、ワークシェアリングの推進が図られた現在の五大特許庁においては、他庁の視点から見ても、高品質で信頼性の高い審査結果であると認識されるよう、各庁が努力していくべきであることも忘れてはいけないだろう。

三つ目の柱は、「発展する新技術への知財庁としての対応」である。

五庁の協力は、世界中で急増する特許出願に対応するために、ワークシェアの観点から始まっているが、ワークシェアの推進が一助となり、JPOでは10年間の長期目標であったFA11（一次審査通知期間（FA: First Action）を11ヶ月以内とする）を達成するなど、審査の迅速化については、各庁がJPO一定の成果を挙げつつあり、五庁においては、その後、制度・運用調和、品質管理の議論等へと協力を拡大してきている。

ただし、これまでの議論は、主に、特許出願への数への対応、各国の既にある制度・運用への対応、各国が現在行っている審査案件の品質への対応等、主に、既にある各庁の運用等を改善することを主眼としてきた。

それに対し、この新技術への対応については、近年発展が著しく話題性も大きいIoT及びAI等の新技術の保護・活用について、今後想定される課題等を抽出し、情報共有・意見交換をすることで、各庁が今後直面するであろう課題に、各庁が一定の共通の方向性をもって対応していくことを目指す、「未来志向」のものである。

以上の通り、今回の五庁共同声明における3つの柱

は、①五庁協力の客体、②五庁としての目的、③五庁の将来に向けた取り組み、という観点から五庁のあるべき姿を具現化したものであり、今後五庁の実務者レベルで、具体的な議論を積極的に進めていきたいと考えている。

## 4 おわりに

本稿では、今回の第9回五庁長官会合の成果を中心として、三極協力から続く五庁の協力について紹介した。

これらの協力は非常に長い歴史を有しており、その成果も本稿で説明したように非常に多岐に渡るものである。こうして生まれた成果につき、より多くのユーザーの皆様に利用して頂ければ幸いである。

担当者として、今後も引き続き、五庁協力の強化に努めていきたいと考える所存である。